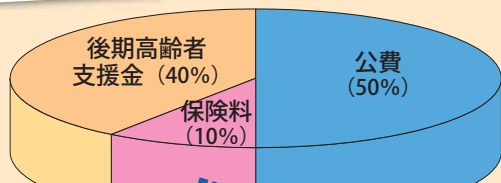


後期高齢者医療保険料率が改定されました

●保険料と医療費の負担のしくみ

医療費の総額



病院等で支払う
自己負担額

所得に応じて医療費
総額の1割又は3割

平成24・25年度保険料の計算方法

保険料年額

※限度額55万円

均等割額

48,500円

※世帯の所得に応じて
軽減措置があります。

所得割額

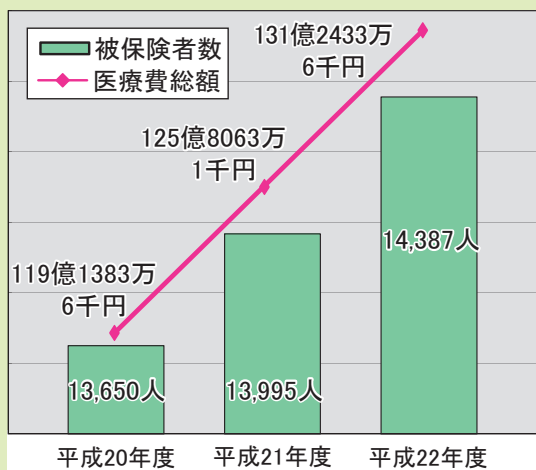
$(\text{総所得金額}) \times 9.05\%$
(-33万円)

※平成24・25年
度所得割率

※被保険者の所得に応じて軽減措置が
あります。

●鹿屋市における医療費の現状

被保険者数の推移及び医療費の伸び



※医療費とは、診療費（入院、入院外、歯科）、調剤、食事、生活療養費、訪問看護の費用額

※平成20年度の医療費は、初年度のため11か月分を12か月分に換算

後期高齢者医療保険制度においては、被保険者の皆さんに負担いただいている保険料で医療費の約10%を賄う仕組みとなっております。医療費の増加は保険料の額に大きく影響します。

医療費は、高齢化の進行による被保険者数の増加及び医療技術の高度化などにより、ここ数年間で急激に伸びてきています。後期高齢者医療保険制度に

おられることから、後期高齢者医療費の引上げをお願いすることとなりました。医療広域連合や市では、様々な取組を行って、保険料が上昇しないよう努めてまいりましたが、今後も医療費が増加していく見込みであることや、現役世代が負担している支援金が少子化などにより減少しており、今後、安定した制度運営を行うことが厳しい状況となったことから、今回、やむを得ず保険料の引上げをお願いすることとなりました。

市民の皆さんには新たな負担をお願いすることとなりますが、後期高齢者医療保険制度の安定的な運営のため必要ですので、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、市では将来の保険料負担軽減を図るために、
○ 疾病の早期発見、早期治療、生活習慣病予備群の早期発見のための長寿健診事業や人間ドック助成事業
○ 適正な受診や疾病の重症化予防のための日常生活習慣の改善、療養方法等の保健指導を訪問して行う重複・頻回受診者訪問指導事業などの医療費抑制に係る保健事業を行っています。被保険者の皆さんには、これらの事業を積極的に活用していただくなど、医療費抑制に向けた取組にご協力いただきますようお願いいたします。

【問い合わせ】市健康保険課 ☎0994-31-1162

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人（一定の障がいがある人は65歳以上）が対象となり、鹿児島県後期高齢者医療広域連合が運営しています。被保険者の皆さんからの保険料は、制度運営のための重要な財源となっておりますが財政運営の収支のバランスを考慮して、2年に1回保険料率を見直すことが法律で定められています。平成24・25年度は、増加する医療費の影響などから保険料を引き上げることが決まりました。

これまで、保険料の改定については「広報かのや」や新聞等で周知してきましたが、今回は保険料負担や医療費及び後期高齢者医療制度の現状について再度お知らせします。